

奈良県中小企業会館及び奈良商工会議所会館の  
一体的・総合的な活用に関する確認協定書

奈良県（以下「甲」という。）と奈良商工会議所（以下「乙」という。）は、甲が所有する奈良県中小企業会館及び乙が所有する奈良商工会議所会館（以下「当該物件」と総称する。）の一体的・総合的な活用について、「奈良県中小企業会館及び奈良商工会議所会館の一体的・総合的な活用に関する基本協定書（令和4年2月1日締結。以下「基本協定」という。）」及び令和4年7月29日付け奈良県中小企業会館等活用検討委員会の答申（以下「答申」という。）を踏まえ、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、答申を踏まえ、基本協定第2条第2号及び第3条の規定に基づき、甲及び乙が協議し決定した次条の活用方針を確認するとともに、当該活用方針に基づく具体的な取組を推進することを目的とする。

（当該物件の活用方針）

第2条 甲及び乙は、基本協定第2条第2号の規定に基づき、観光を通じた経済活性化に資することを目的とし、上質なホテルとして活用するため、当該物件を一体的に民間事業者に売却する。

（活用方針に基づく取組事項）

第3条 甲及び乙は、基本協定第3条の規定に基づき、次に掲げる事項について、取組を行うものとする。

- (1) 甲は、公募型プロポーザル方式により民間事業者の選定を行うこと。
- (2) 民間事業者の選定に当たっては、甲は、有識者等で構成する事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置すること。
- (3) 民間事業者の選定に係る公募条件、選定基準等は、選定委員会での検討結果に基づき、甲及び乙が協議し決定すること。この場合において、協議し決定した事項については、別途協定を締結すること。
- (4) 甲及び乙は、選定委員会の審査結果に基づき、民間事業者を決定すること。
- (5) 甲及び乙は、当該物件に係る第三者への所有権移転、借地権の設定その他の前条の活用方針に反する行為を行わないこと。
- (6) 土地及び建物の売却価格の設定については、甲及び乙が別途協議すること。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組を行うことにより知り得た情報を相手方の承諾なしに第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名の上、各1通を保有する。

令和4年8月29日

甲 奈良市登大路町30番地

奈良県知事

荒井正吾

乙 奈良市登大路町36番地の2

奈良商工会議所  
会頭

山新造